

2023年8月25日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に対する意見

貴委員会から2023年6月20日付で公表されました「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「本意見募集文書」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問1（会計に関する指針のみを扱う実務指針等）

会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象としています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような対象が適切と考えますか。

また、移管プロジェクトでは当該移管により実務を変更しないことを意図しているため、企業会計基準委員会の適正手続規則において「移管基準」（仮称）の分類を設けることを財務会計基準機構に依頼し、「移管基準」（仮称）にそのままの形で移管することが考えられるとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのように移管することが適切と考えますか。

【意見】

同意します。

質問2（会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等）

会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については移管プロジェクトの対象としませんが、これらのうち、優先順位が高いと考えられる継続企業と後発事象については実務指針等の移管に係る実行可能性についての調査研究を実施するとしています。当該方針に同意しますか。同意しない場合、どのような方針が適切と考えますか。

【意見】

同意します。

質問3（その他）

その他、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

当面は移管プロジェクトの対象とせず、参考資料という位置づけとなるとしても、日本公認会計士協会が公表した実務指針等（業種別の実務指針等を含む。）のうち、会計に関する内容が含まれるものリストを作成し、公表することが望ましいと考えます。

(理 由)

本意見募集文書別紙2の末尾において、企業会計基準委員会では業種別の実務指針等を取り扱わないため、日本公認会計士協会が公表した業種別の実務指針等は別紙2（会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等）に含めていないとしています。しかし、「会計基準等の利用者は、企業会計審議会から公表されたもの、企業会計基準委員会から公表されたもの及び日本公認会計士協会から公表されたものすべてをみないと日本基準の全体像を把握できないという課題」（本意見募集文書第10項）に少しでも対処するのであれば、位置付けが正式なものでないとしても、企業会計基準適用指針第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」第5項(5)の「日本公認会計士協会が公表した会計制度委員会報告（実務指針）、監査・保証実務委員会報告及び業種別監査委員会報告のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの」のリストを作成することが、会計基準等の利用者にとって有用であると考えられます。

なお、上記の通り、「企業会計基準委員会では業種別の実務指針等を取り扱わない」としていますが、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項(4)では、ベンチャーキャピタルなどの投資企業又は銀行などの金融機関のみに適用される取扱いを定めています。また、本意見募集文書において移管プロジェクトの対象とするとしている「別紙1（会計に関する指針のみを扱う実務指針等）」には、主として金融機関等の中で締結されるローン・パーティシペーション契約についてのみ適用される会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」が含まれています。上記のリストを作成する場合、「業種別」という表題があるという形式をもって除外することは、適切ではないと考えられます。

以 上